



ホントのトコロ

第 45 回



日本国及びニューヨーク州弁護士 小原 英志
日本国及びニューヨーク州弁護士 下向 智子
タイ国弁護士 トモヨシ・ジャイオブオーム

【タイの紛争解決制度 ⑩】

今回も、引き続き法廷外仲裁について説明したいと思います。

1. 仲裁判断の執行

タイは外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)に加盟しています。そのため、法廷外仲裁においては仲裁が実施された国がタイであるか外国であるかを問わず仲裁判断は原則として当事者に対して拘束力を有するとされ、仲裁判断に基づく執行のために別途裁判所判決を求める必要はありません。ただし、外国の仲裁判断の執行についてはタイが加盟する国際条約または国際協定に準拠する仲裁判断であることが条件とされています(仲裁法41条2項)。

もともと、いずれかの当事者が仲裁判断に従うことを拒否した場合、その執行を求める当事者は原則として仲裁判断の執行を申し立てられる日から3年以内に管轄権を有する裁判所へ申立を行わなければならないとされています(仲裁法41条、42条)。申立において仲裁判断による執行の対象者が次の各号を証明できた場合、裁判所はその仲裁判断が下された国にかかわらずタイ国内での執行を拒否することができます(仲裁法43条)。

- ① 当事者が準拠法として選択した法律のもとで、仲裁合意の当事者のいずれかが無能力であったこと。
- ② 当事者が準拠法として選択した法律またはその指定がなかったときは仲裁が行われた国の法律のもとで、仲裁合意が有効でないこと。
- ③ 執行の対象者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について事前の適当な通告を受けなかったこと、またはその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。
- ④ 判断が、仲裁合意の範囲内に含まれない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲を超える事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離され得る場合には、仲裁に付託した事項に関する判定を含む判断の部分のみを執行することができる。
- ⑤ 仲裁廷の構成もしくは仲裁の手続が当事者の合意に従っていなかったこと、またはかかる合意がないときは仲裁が行われた国の法律の定める手続に従っていなかったこと。

- ⑥ 判断が、未だ当事者を拘束するに至っていないか、管轄権を有する裁判所または判断がなされた国の法律により取り消されまたは停止されたこと。ただし、管轄権を有する裁判所に対して判断の取消または停止が申し立てられ継続している場合、執行の申立を受けた裁判所が適当と認めるときはその決定を延期することができ、且つ、判断の執行を求める当事者の申立により他方の当事者に対して相当な保証を提供するよう命じることができる。

上記の他、裁判所が仲裁判断の対象となっている紛争がタイ法のもとでは仲裁による解決が不可能であるまたは判断の執行がタイの公序良俗に反すると判断した場合、裁判所は判断のタイ国内での執行を拒否することができるかとされています(仲裁法44条)。

2. 仲裁判断の執行申立にかかる裁判費用

タイ国内の仲裁判断の執行または取消をタイの裁判所に申し立てる場合、5000万バーツを超えない請求額については請求額の0.5%(ただし、5万バーツを超えない)、5000万バーツを超える部分については更に0.1%の裁判費用が定められています。国外の仲裁判断の場合、5000万バーツを超えない請求額については1%(ただし、10万バーツを超えない)、5000万バーツを超える部分については更に0.1%の裁判費用が定められています(民事訴訟法典裁判費用表)。

3. タイにおける法廷外仲裁機関及び留意点

タイ国内の主な仲裁機関は、2007年仲裁機関法(Arbitration Institution Act 2007)に基づき設立された Thailand Arbitration Center(THAC)や、タイ商工会議所(Thai Chamber of Commerce)によって運営される Office of the Arbitration Tribunalが挙げられます。その他にも、保険委員会事務局(Office of the Insurance Commission)、タイ証券取引委員会(Security Exchange Commission)、または知的財産庁(Department of Intellectual Property)などもそれぞれ独自の仲裁の枠組みを設けています。

もともと、タイにおける法廷外仲裁については現時点では専門性・公平性等が十分担保されているかが不透明な状況にあり、日系企業を含む外資企業が当事者となる契約書や取引においてタイの法廷外仲裁が選択されることは実務上あまり一般的ではないと思われます。

NISHIMURA & ASAHI BANGKOK OFFICE

Unit 1607/1, 16th Floor, Athenee Tower, 63 Wireless Road, Lumpini
Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand

Tel. +66-2-168-8228 fax.+66-2-168-8229 E-mail: info_bangkok@jurists.jp